

広島県教育委員会告示第三号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第三条第一項の規定によって、次の表に掲げる文化財を広島県重要文化財に指定する。

平成二十八年十月二十七日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

種別	名称	員数	所在地	所有者
彫刻	木造阿弥陀如来立像	一躯	尾道市西土堂町八番三号 常称寺	宗教法人常称寺
彫刻	木造五劫思惟阿弥陀如来 坐像	一躯	尾道市西土堂町九番二号 持光寺	宗教法人持光寺
絵画	絹本著色仏涅槃図	一幅	尾道市西土堂町九番二号 持光寺	宗教法人持光寺